

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、
次の要件を満たす方は、**保険税が減免**となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、**主たる生計維持者が死亡**した世帯又は**重篤な傷病を負った世帯の方** → **全額減免**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方**で、下記の(1)～(3)のすべてに該当する方 → **一部・全額減免**
 - (1) 給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のうち、収入の種類ごとに令和元年中の収入(実績)に比べ、いずれかの収入が10分の3以上減少する見込みがあること
 - (2) 令和元年中の所得の合計が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年中の所得の合計が400万円以下であること

一部減免の計算

減免対象保険税額 (A × B / C) に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象保険税額 (A × B / C)

- A : 令和2年度の年間保険税額
B : 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入の令和元年の所得の合計
C : 世帯主及び世帯内で国保に加入している人全員の令和元年のすべての所得の合計 ※

※ 世帯主が社会保険に加入している場合でも所得の合計に含めます。

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

主たる生計維持者の令和元年のすべての所得の合計額について、

- 300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)
400万円以下の場合 : 10分の8
550万円以下の場合 : 10分の6
750万円以下の場合 : 10分の4
1000万円以下の場合 : 10分の2

※ 事業等の廃止・失業の場合には上記所得にかかわらず全部

【申請の前にご確認ください】

- 会社都合によりご退職された方は、別の軽減制度の対象です
申請方法や添付書類が異なりますので、医療保険課まで会社都合により退職された旨をご連絡ください。
- 令和元年中の収入の報告はお済みですか
令和元年中の収入の報告（確定申告、市民税申告、年末調整等）がお済みでない方は、減免の要件に該当しても申請が保留されますので、報告を行ってから申請してください。
- 主たる生計維持者（原則世帯主）以外の方の死亡・重篤な傷病、収入の減少は減免の対象とはなりません

【減免の申請方法】

申請書及び添付書類を蕨市役所医療保険課へ納期限までにご提出ください。期限内に申請することが困難な場合はご相談ください。申請書を受領しましたら、蕨市から申請書の内容や今後の見通しについてお電話させていただきます。

申請される方は、まず医療保険課までお電話をおねがいします

<申請書> 市ホームページにて掲載しています。印刷してお使いください。
蕨市役所医療保険課でも配布しています。窓口でお尋ねください。

<提出先> 感染拡大防止のため、原則郵送での提出をお願いします。

〒335-8501
蕨市中央5-14-15 蕨市役所医療保険課 あて

※書類不備等の場合には、申請を保留させていただき、一定期間提出がない場合には申請を却下します。

【相談窓口のご案内】 郵送にて手続きが完了する場合には来場は不要です

<開設期間> 令和2年7月20日（月）～22日（水）、7月27（月）～31日（金）
午前9時30分～午後4時00分（市役所開庁時間と異なります）

<相談窓口> 蕨市役所地下1階 保険税減免相談窓口

混雑時には、入場を制限する場合があります。郵送でのお手続きにご協力を。

※来場の際には、マスクの着用にご協力ください。

※収入の分かるもの、本人確認書類等の必要書類をすべてご持参ください

お問合せの際は、納税通知書をお手元にご用意ください。

医療保険課（☎ 048-433-7712） 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
（土日・祝日を除く）